

地方公務員等共済組合法施行規則等の  
改正案について

## 地方公務員等共済組合法施行規則等の改正案の概要

### 1 改正概要

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の一部の施行に伴い、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）に基づき支給する育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金について、地方公務員等共済組合法施行規則（昭和37年自治省令第20号）及び地方公務員等共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号）を改正し、その実施手続その他執行に関する細則を定める。

### 2 主な改正事項

#### （1） 地方公務員等共済組合法施行規則関係

- 育児休業支援手当金の支給に当たり、配偶者の育児休業の取得を要件としない場合は、以下の場合等とすること。（第2条の5の7及び第2条の5の9関係）
  - ・ 当該育児休業に係る子が配偶者の子ではないとき
  - ・ 配偶者が日々雇用される者であるとき
- 同一の子について育児休業を分割して取得し、育児休業支援手当金の支給を受けられる場合は、法に規定する育児休業手当金の支給の対象となる休業を分割して取得した場合とすること。（第2条の5の10関係）
- 育児時短勤務手当金の支給の対象となる育児時短勤務について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）に規定する育児時短勤務等とすること。（第2条の5の12関係）
- 育児時短勤務手当金の額の算定に当たり、育児時短勤務をしている月の報酬の額が、育児時短勤務を開始した日の属する月における標準報酬の月額100分の90に相当する額以上100分の100に相当する額未満である場合に、100分の10から一定の割合で逡減する率を定めること。（第2条の5の13関係）

#### （2） 地方公務員等共済組合法施行規程関係

- 育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の請求書の記載事項及び添付書類を規定すること。（第115条の2の2及び第115条の5関係）

### 3 施行期日

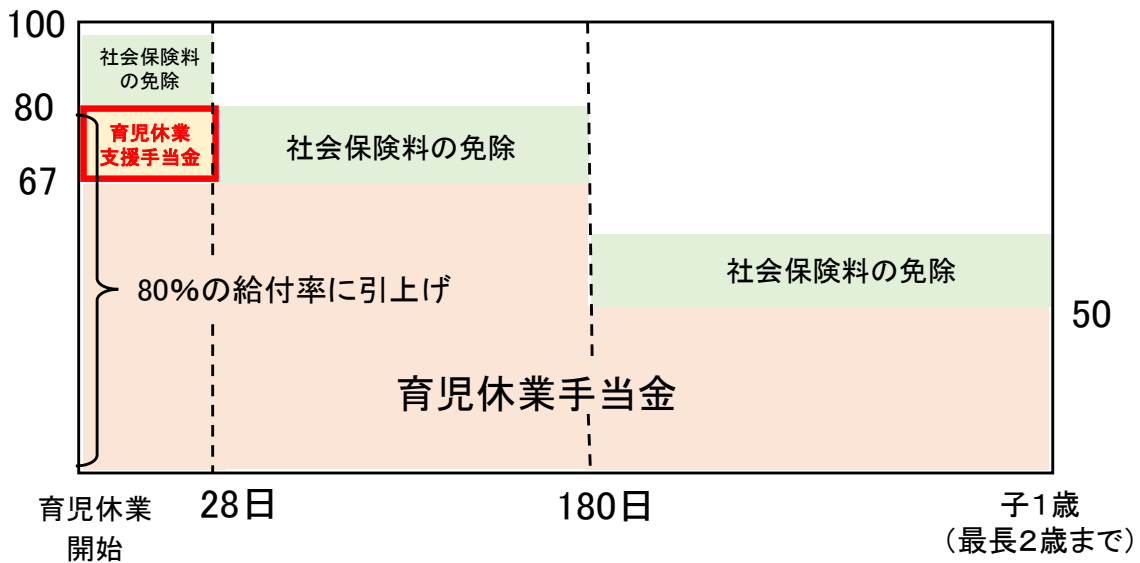
令和7年4月1日

# 育児休業支援手当金及び育児時短勤務手当金の支給について (令和7年4月1日施行)

## (1) 「育児休業支援手当金」の支給

- 両親ともに育児休業を取得することを促進するため、「育児休業支援手当金」を創設
  - 子の出生後一定期間内(※1)に、職員とその配偶者双方が14日以上の子育て休業を取得した場合(※2)、標準報酬の13%相当額を支給(最長28日間分)
  - 現行の育児休業手当金とあわせ、育児休業給付の給付率を80%(手取り10割相当)へ引き上げ
- (※1) 父親は子の出生後8週間以内、母親は産後休業後8週間以内に取得  
(※2) 例えば、配偶者のない者は、職員が14日以上の子育て休業を取得した場合。

(標準報酬に対する割合のイメージ(%))



## (2) 「育児時短勤務手当金」の支給

- 育児時短勤務によって生じる所得の減少を補い、時短勤務の活用を促すため、「育児時短勤務手当金」を創設
- 子が2歳未満の期間に、育児時短勤務時の報酬の最大10%相当額を支給

